

具体的かつ詳細な随意契約理由について(業務委託)

様式13

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額(税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和8年度都市計画データ更新業務委託(概算契約)	図面製作	(株)パスコ 大阪支店	2,139,060	令和8年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G3	-
2	令和8年度都市計画行政支援システム 運用保守業務委託	情報処理	(株)パスコ 大阪支店	3,120,700	令和8年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G3	-
3	令和8年度大阪市PLATEAU VIEW運用 保守業務委託	情報処理	(株)パスコ 大阪支店	3,982,000	令和8年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G3	-
4	大阪市都市計画関連データ修正等業務 委託	図面製作	(株)パスコ 大阪支店	13,596,000	令和8年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G3	-
5	大阪市統合型GIS運用保守業務委託	情報処理	(株)パスコ 大阪支店	9,300,500	令和8年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G3	-
6	令和8年度 御堂筋都市彫刻点検・補修 業務委託	印刷・デザイン	(株)アンス	3,190,000	令和8年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G3	-
7	令和8年度市民用建築情報検索システ ム運用保守業務委託	情報処理	エアロトヨタ(株) 西日本空情支社	3,630,000	令和8年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G3	-
8	建築行政共用データベースシステム(ガ バメントクラウド環境)利用に係る業務委 託	情報処理	(一財)建築行政 情報センター	3,914,625	令和8年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G3	-
9	令和8年度特定建築物等定期報告の報 告受付等業務委託	その他	(一財)大阪建築 防災センター	30,162,000	令和8年4月1日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G3	-
10	市民用建築情報検索システムの地図検 索機能の拡充に係るシステム改修業務 委託	情報処理	エアロトヨタ(株) 西日本空情支社	2,090,000	令和8年4月6日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G3	-
11	市民用建築情報検索システムの地図検 索機能の拡充に係るデータ整備業務委 託(概算契約)	情報処理	エアロトヨタ(株) 西日本空情支社	58,520,000	令和8年4月6日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G3	-
12	令和8年度「福駅周辺活性化協議会」に 係るまちづくり活動支援業務委託	都市計画及び 地方計画	(有)ケース	1,999,800	令和8年4月15日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G3	-
13	令和8年度 自動運転バス実装事業に係 る運行データの解析業務委託	都市計画及び 地方計画	先進モビリティ (株)	8,131,200	令和8年4月20日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G3	-
14	なんば広場の持続的な管理運営方策等 に係る検討調査業務委託	都市計画及び 地方計画	中央復建コンサルタン ツ・ハートビートプラン 特別共同企業体	27,489,000	令和8年6月16日	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第2号	G5	-

No. 1

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度都市計画データ更新業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社パスコ 大阪支店

3 随意契約理由

都市計画審議会の付議案件に基づき、本市が保有している地形図管理基本システム用 ARC/GIS データ及びシェープデータ、都市計画窓口システム用シェープデータ、統合型 GIS 用シェープデータについて、都市計画決定・変更の告示日前日までの限られた期間内に同一内容でデータ更新を行う必要がある。

また、事業進捗状況についても、各種設定・定義情報に基づき、地形図管理基本システム用 ARC/GIS データ及びシェープデータ、統合型 GIS 用シェープのデータ更新を行うものである。

そのため、短期間で多岐にわたるデータから更新該当データを抽出し、正確かつ迅速にデータ更新を行うためには、各種設定・定義情報等、システムやデータ全般についての十分な知識を持ち合わせていなければならない。

株式会社パスコは都市計画行政支援システムの構築業者であり、同社のソフトウェアを使用しているため、これらのシステム及びデータ全般にわたって熟知しており、所定の期間内にデータ更新作業を正確に遂行できる唯一の業者である。

こうしたことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同社と委託契約を随意契約により締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

計画調整局企画振興部総務担当（電話番号 06 - 6208 - 7858）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度都市計画行政支援システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社パスコ 大阪支店

3 随意契約理由

「都市計画窓口システム」は、タッチパネルにより、来庁者が直接機器操作を行い、都市計画情報を閲覧・印刷できるサービスを提供するものであり、「地形図管理基本システム」も来庁者が最新の縦覧図を閲覧できるよう縦覧図出力機能を有している。

そのため、不具合等によるシステムの停止により利用者へのサービスの提供に影響を及ぼすことがないように、円滑にシステム運用する必要がある。

「株式会社 パスコ」は、これらのシステムを構築した業者であり、同社のソフトウェアを用いて運用している。

こうしたことから、「株式会社 パスコ」は、システムの全内容を把握している唯一の業者であり、システムの維持管理及び円滑な運用を行っていくためには、同社のノウハウ、知識が必要不可欠である。

以上により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、随意契約にて同社と委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

計画調整局企画振興部総務担当（電話番号 06 - 6208 - 7858）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度大阪市 PLATEAU VIEW 運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社パスコ 大阪支店

3 随意契約理由

大阪市 PLATEAU VIEW は Google Cloud 上に構築された Web アプリケーションであり、本市職員がシミュレーション等に利用する庁内活用システムに加えて、本市の各種情報を3次元の都市モデル上で閲覧することができる市民用の外部公開用ビューワも搭載されているため、本システムについては、停止や不具合等による市民サービスへの影響を最小化できるよう、円滑かつ安定的な運用が求められる。

本システムは株式会社パスコが構築しており、同社がシステム構造を把握している唯一の事業者であるため、維持管理と円滑な運用を継続するには、同社のノウハウ・知識が不可欠である。

以上を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同社と業務委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

計画調整局企画振興部総務担当（電話番号 06 - 6208 - 7858）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市都市計画関連データ修正等業務委託

2 契約の相手方

株式会社パスコ 大阪支店

3 随意契約理由

都市計画データについては、地形図管理基本システム用 ARC/GIS データ、地形図管理システム用シェープデータ、都市計画窓口システム用データ、統合型 GIS 用データの 4 種類があり、多岐にわたるデータを正確かつ迅速にデータ修正を行うためには、各種設定・定義情報等のシステムやデータ全般について十分な知識を持ち合わせている必要がある。株式会社パスコは地形図管理基本システムの構築事業者であるとともに、都市計画窓口システムのパッケージソフトを製作している。

これらのシステムやパッケージソフトにかかる全般を熟知しており、データ定義変更やプログラム改修等の作業を正確かつ迅速に遂行できる唯一の事業者であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同社と業務委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

計画調整局企画振興部総務担当（電話番号 06 - 6208 - 7858）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市統合型G I S 運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社パスコ 大阪支店

3 随意契約理由

大阪市統合型G I S（以下、「本システム」という。）は、職員が地図活用業務に利用する庁内向けG I S と、市民・事業者等一般の方に地図情報を公開する市民向けG I S（地図情報サイト「マップナビおおさか」）で構成されるシステムで、利用者へのサービス提供に影響を及ぼさないよう、適切にシステムの維持管理及び運用保守を実施する必要がある。

株式会社パスコは、本システムの開発及びサービス提供事業者であり、運用保守業務を実施する上で必要なシステム全体の仕様を把握している唯一の事業者であることから、同社以外は本システムの運用保守業務を実施することが出来ない。

以上のことから、本業務を遂行できる事業者は、同社以外に認められないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、随意契約により同社と委託契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

計画調整局企画振興部統計調査担当（電話番号 06 - 6208 - 7851）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度 御堂筋都市彫刻点検・補修業務委託

2 契約の相手方

株式会社アンス

3 随意契約理由

本業務は、御堂筋沿道の企業等から寄附を受けた 29 体の銅製彫刻にかかる、彫刻・台座・舗装・ライトアップ設備の目視及び触診による点検と緑青・塗装剥離・コーキングの剥離・傷等の補修を行う維持管理業務である。

本業務を円滑かつ適切に行うためには、作業手順や作業方法等の内容を熟知するとともに、彫刻に損傷を与えないよう慎重かつ安全に作業を行うなど、銅製彫刻の維持管理等に関する専門的な知識を有し、本業務の趣旨を理解した上で、一連の作業を総合的に実施することが必要不可欠である。

一方、本業務の施行に際して、平成 30 年度まで、毎年度公募型指名競争入札で事業者を公募してきたが、入札参加事業者が 1 者の状態が続いており、競争性があるとはいえない状況であった。そのため、大阪市の入札参加資格を持つ事業者の中で、株式会社アンス以外に本業務の実施ができる事業者が存在するか、銅製彫刻のメンテナンスを取り扱う事業者に調査した結果、委託実施条件を満たす事業者は株式会社アンス 1 社だけであった。

株式会社アンスはこれまでも屋外の銅製彫刻やモニュメントの点検・補修実績を有しており、過年度の本業務も受注している。また、本業務の趣旨を理解し、内容も熟知していることから、大阪市の入札参加資格を持った事業者の中で、本業務の履行が可能な唯一の事業者であるため、契約相手方として株式会社アンスと業務委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

計画調整局計画部都市計画課（都市景観）（電話番号 06 - 6208 - 7854）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度市民用建築情報検索システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

エアロトヨタ株式会社 西日本空情支社

3 随意契約理由

本システムは、市民が直接機器を操作し、建築計画概要書等閲覧申請書の印刷及び建築計画概要書の閲覧、写しの交付ならびに台帳記載事項証明書の交付等を自動で行えるよう支援するシステムである。

そのため、システム障害等により本システムが停止し利用者へのサービス提供が滞らないよう、円滑にシステム運用する必要がある。

上記業者は、本システムを構築した業者であり、本システムは上記業者独自のノウハウを用いて構築されている。

こうしたことから、上記業者は、本システムの全内容を把握している唯一の業者であり、システムの維持管理及び円滑な運用を行っていくためには、同社のノウハウ、知識が必要不可欠である。したがって、他者では本システムの運用保守を行うことができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

計画調整局建築指導部建築確認課（電話番号 06 - 6208 - 9304）

随意契約理由書

1 案件名称

建築行政共用データベースシステム（ガバメントクラウド環境）利用に係る業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人建築行政情報センター

3 随意契約理由

建築行政共用データベースシステム（以下「共用 DB」という。）は、国土交通省の主導により構築された、建築士・建築士事務所の登録・閲覧や台帳等の住宅・建築物ストック情報等の登録閲覧、建築基準法令の閲覧、建築確認に係る申請等を可能とする全国統一のデータベースシステムであり、建築行政の適正かつ効率的・効果的な業務を進める観点から必要不可欠なシステムである。

一般財団法人建築行政情報センターは、共用 DB の運営主体として総合的な運営管理を行っており、本システムを供給する唯一の団体であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

計画調整局建築指導部建築確認課（電話番号 06 - 6208 - 9304）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度特定建築物等定期報告の報告受付等業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪建築防災センター

3 随意契約理由

本業務は、建築基準法第12条第1項及び同第3項の規定による定期報告制度の円滑な運用を目的とするものであり、通知業務や提出された報告書の受付業務等を行い、台帳登録及び未報告者への督促を行うとともに、定期報告制度に関する相談や普及啓発に取り組むものである。本業務を適切に履行するためには、通知・受付・督促・相談・普及啓発・関係法令及び定期報告制度を熟知している必要がある。

昭和 46 年 12 月 28 日付けの国の通達 917 号において、定期報告制度の運営をおこなう公益法人の設立推進などが発せられたこと、また、同日通達 918 号において、公益法人の業務は「定期報告台帳の作成」、「定期報告の案内」、「管内業務登録者の掌握、指導」、「定期報告代行業務の受託等を行う」と発せられたことを受け、大阪市を含む大阪府内特定行政庁と建築関係団体とが協力し、制度の円滑な運営と推進を図ることを目的として財団法人大阪建築防災センターが設立され、以来、本業務と同様の業務を大阪府全特定行政庁より委託を受けて統一的に行っている。

業務の特殊性として、定期報告は毎年、4 月 1 日から 12 月 25 日の間に報告を受けるため、契約後直ちにおこなう案内通知や、報告受付期間後に直ちに督促を実施するなど、短期間で多量な事務を処理する必要がある。また、その問い合わせ対応については高度な専門知識が求められる。また、報告期間を過ぎ年度を跨いで提出される報告には、年度ごとに委託先が変更となれば提出窓口も変更となり市民の混乱が生じるため一貫した窓口が必要であることから、本市では、短期間に生じる業務を処理でき、かつ高度な知識を有する団体に業務委託することとしている。

以上のことから、本業務を理解し大阪府域全域において統一的に業務を実施することが可能な事業者は他にないため、特名随意契約により契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

計画調整局建築指導部監察課（電話番号 06 - 6208 - 9312）

随意契約理由書

1 案件名称

市民用建築情報検索システムの地図検索機能の拡充に係るシステム改修業務委託

2 契約の相手方

エアロトヨタ株式会社 西日本空情支社

3 随意契約理由

上記業者は、独自のノウハウを用いて市民用建築情報検索システム（以下、「本システム」という）を構築し、かつ本システムが円滑に機能するよう運用保守を行っている業者である。

本業務では本システム上に電子地図情報を取り込み、表示エラー等が生じないことを随時確認し、さらに建築計画概要書データと連携し、既存の電子地図検索画面上で表示できるようシステム改修する作業が含まれる。これらの業務を行うにはシステム全体の仕様を把握している必要があり、上記業者はシステム全体の仕様を把握している唯一の事業者であるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

計画調整局建築指導部建築企画課（電話番号 06 - 6208 - 9288）

随意契約理由書

1 案件名称

市民用建築情報検索システムの地図検索機能の拡充に係るデータ整備業務委託
(概算契約)

2 契約の相手方

エアロトヨタ株式会社 西日本空情支社

3 随意契約理由

上記業者は、独自のノウハウを用いて市民用建築情報検索システム（以下、「本システム」という）を構築し、かつ本システムが円滑に機能するよう運用保守を行っている業者である。

本業務では、本システム内の属性情報に対し整備した位置情報を紐づける作業が不可欠であり、当該作業においては、本システムの内部仕様に沿って位置情報を所定の形式に変換した上で既存のインデックスレコードに追加し、改修後の画面・検索処理にエラーが生じないことを確認する必要がある。この仕様適合及び検証は、既存システムのデータ構造、連携条件、運用上の制約等を十分に把握した上で、システム改修作業と一貫して行うことが求められる。すなわち、本システムに適合する形でデータを作成しなければ、稼働後に検索不整合や表示エラー等の不具合が生じ、窓口業務に支障を来すおそれがある。

また、本業務で整備するデータは、同時に契約予定の「市民用建築情報検索システムの地図検索機能の拡充に係るシステム改修業務委託」において、既存の地図検索画面での検索・表示を可能とするための前提となるものであり、データ整備とシステム改修は不可分の関係にある。

以上のように、本業務を実施するためにはシステムの全内容を把握している必要があり、上記業者はシステムの全内容を把握している唯一の業者であるため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

計画調整局建築指導部建築企画課（電話番号 06 - 6208 - 9288）

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度「福駅周辺活性化協議会」に係るまちづくり活動支援業務委託

2 契約の相手方

有限会社ケース

3 随意契約理由

大阪市まちづくり専門家派遣運用要領第 14 条第 3 項の規定に基づき、本市が登録したコンサルタントの中から推進団体に派遣するコンサルタントを決定するときは、あらかじめ、まちづくり専門家派遣選考会議の意見を聴かなければならない。

令和 7 年 9 月 1 日に開催された「福駅周辺活性化協議会」に係るまちづくり専門家派遣選考会議において、業務の理解度、実施手順及び期待される効果等について総合的に評価いただいた結果、有限会社ケースが当該団体のまちづくり専門家として適任であるとの意見が示された。

本結果を踏まえ、本市においても、有限会社ケースと業務委託契約を締結することが最適であると判断し、令和 7 年 10 月からこの間、同者を当該団体のコンサルタントとして派遣している。

当該業務では、今後、地域課題の把握、関係者間の意見調整及び合意形成を図りながら、当該地域における「まちづくり構想」の策定を予定しており、これまでの検討経緯や地域特性、関係者の意向等を踏まえた一貫性のある支援を継続することが、構想の策定に不可欠である。

有限会社ケースは、派遣開始以降、当該団体との信頼関係を構築するとともに、地域の事情及びこれまでの協議内容に精通している。引き続き同者が支援を担うことで、構想策定に向けた論点整理から取りまとめまでを一連の流れとして行うことができ、業務の円滑な推進及び成果の確保が期待できる。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、随意契約により同者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

計画調整局計画部都市計画課エリアマネジメント支援担当
(電話番号 06 - 6208 - 7856)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 自動運転バス実装事業に係る運行データの解析業務委託

2 契約の相手方

先進モビリティ株式会社

3 随意契約理由

自動運転バス実装事業は、「2025年大阪・関西万博アクションプラン」にてレベル4相当の自動運転走行の実現をめざすことが位置付けられており、万博開催時における自動運転の実施について、京阪バス株式会社、阪急バス株式会社と協定を締結し、運行を行った。

2025年万博開催時、万博へのアクセスルートとして淀川左岸線を走行するシャトルバスの発着場は、新大阪駅、大阪駅及び中之島駅であり、各駅と万博会場を運行するシャトルバスの連絡窓口会社の全社へ自動運転社会実装推進事業の実施の意向を確認したところ、京阪バス、阪急バスが実施の意向を示したため、同社と協定を締結し、万博来場者輸送を担う自動運転を実施したところである。

万博終了に伴い、自動運転バス実装協議会において、万博期間中の運行状況を踏まえたうえで、今後の自動運転バス実装に向けた方向性について検討を行う必要がある。

本業務は、今後の方向性の検討にあたり、万博期間内の自動運転バスの運行データについて解析を行うものである。委託先である先進モビリティ株式会社は、万博期間中の自動運転バスの運行を行った京阪バス、阪急バスから委託を受け、自動運転バスのシステム開発を行っており、運行の際には、自動運転バスに同乗し、システムの管理を行っていた。

また、自動運転バスの運行データの蓄積は、先進モビリティ株式会社のみが行っており、蓄積されたデータの解析には先進モビリティ株式会社のツールを用いる必要がある。

そのため、先進モビリティ株式会社以外の事業者が本業務を受託した場合、本業務を行うことは不可能である。以上の理由から、適正に業務を実施するため、先進モビリティ株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

計画調整局計画部都市計画課（電話番号 06 - 6208 - 7874）

随意契約理由書

1 案件名称

なんば広場の持続的な管理運営方策等に係る検討調査業務委託

2 契約の相手方

中央復建コンサルタンツ・ハートビートプラン特別共同企業体

3 随意契約理由

本業務では、世界をひきつける観光拠点として上質で居心地の良い空間の創出を目指し、社会実験終了後の持続的なエリアマネジメント活動に向けた事業収支成立のため、収益の最大化を図る方策を検討するとともに、維持管理費圧縮手法のひとつとして、デジタル技術の本格的な実装方策を検討することを想定しており、デジタル技術に関する高度な技術的要素を踏まえた検討を行う必要がある。

加えて、最新のデジタル技術やエリアマネジメントの潮流を把握したうえで、効果的な新しい技術・方策の導入を図ることで、今後の持続的なエリアマネジメント活動を実現させるための事業収支を成立する方策等を検討する必要がある、高度な分析能力・企画力が求められる。

以上のことから、難波地区における現状や課題、地域の特性等を理解したうえで、業務の実施手法の提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において事業の趣旨に照らし、最も優れた提案を行った事業者を選定する方法が、競争入札よりも本事業の目的を達成するうえでより妥当であるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

計画調整局開発調整部開発計画課（電話番号 06 - 6208 - 7896）